# ID:　247

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 延滞金の徴収 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町農業集落排水処理施設条例　第20条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第131号 |
| 【根拠条文】(督促及び延滞金)第20条　管理者は、使用料を納期限までに納付しない者に対し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。2　使用者は、滞納した金額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。【基準】根拠条文及び附則(平成25年12月19日条例第27号)第3項の規定による。(延滞金の割合の特例)3　当分の間、第20条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下｢特例基準割合適用年｣という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |